

土木工事施工管理基準（R6.10）の改正概要

1 基本事項

農林水産省農村振興局の令和6年3月版「土木工事施工管理基準」及び山形県県土整備部の令和6年4月版「土木工事施工管理基準」に準拠し、土木工事施工管理基準を一部改正するものである。

2 主な改正内容

（1）土木工事施工管理基準の改正

- ・ 5. 管理項目及び方法 （2）出来形管理 ③及び④ 新設
「山形県農林水産部農業農村整備事業ICT活用工事試行要領」及び「山形県農林水産部農業農村整備事業BIM/CIM活用工事試行要領」に対応するよう新設。

（2）別表第1 直接測定による出来形管理の改正

農林水産省土木工事施工管理基準に準拠。

- ・ 2 ほ場整備工事 均平度を改正
- ・ 4 農道工事 舗装工事・道路改良工事へ工種名称を改正
- ・ 7 河川及び排水路工事 排水路工事・河川工事へ工種名称を改正

（3）別表第2 撮影記録による出来形管理の改正

写真管理基準の改正。

- ・ 1. 総則 1-1 適用範囲
（フィルムカメラによる撮影の場合）を削除。
 - ・ 2. 撮影 2-3 写真の省略
県土整備部と整合するよう対象を拡大。
 - ・ 2. 撮影 2-5 撮影の仕様
（フィルムカメラによる撮影の場合）を削除。
有効画素数を「電子化写真データの作成要領（案）」及び県土整備部と整合。
完成写真の作成等について整理。
写真を映像と読み替える場合を県土整備部に準拠し追加。
 - ・ 3. 整理提出
（フィルムカメラによる撮影の場合）を削除。
工事写真及び完成写真について整理。
- 農林水産省土木工事施工管理基準に準拠。
- ・ 4 農道工事 舗装工事・道路改良工事へ工種名称を改正
 - ・ 7 河川及び排水路工事 排水路工事・河川工事へ工種名称を改正